## <別紙4> 京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ介護予防通所リハビリテーション利用料金表

令和6年6月1日

	令和6年6月1日				
法定一部負担金		負担割合(1割)	負担割合(2割)	負担割合(3割)	
支援別一部負担金	要支援 1	2,268円/月	4,536円/月	6,804円/月	
	要支援 2	4,228円/月	8,456円/月	12,684円/月	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算負担金	通常の事業実施地域を超えサービス提供を行った場合	所定単位数の5%を加算			
栄養アセスメント加算負担金		50円/月	100円/月	150円/月	
栄養改善加算負担金	作成した計画で必要な場合	200円/月	400円/月	600円/月	
□腔・栄養スクリーニング加算負担金(Ⅰ)	6か月に1回限度	20円/月	40円/月	60円/月	
□腔・栄養スクリーニング加算負担金(Ⅱ)	6か月に1回限度	5円/月	10円/月	15円/月	
□腔機能向上加算(Ⅰ)負担金	月2回限度	150円	300円	450円	
□腔機能向上加算(Ⅱ)負担金	月2回限度	160円	320円	480円	
一体的サービス提供加算負担金	栄養改善及び口腔機能向上	480円	960円	1,440円	
若年性認知症利用者受入加算負担金	若年性認知症の方を受入れ、担当スタッフを中心に サービスを行った場合に算定	240円/月	480円/月	720円/月	
利用を開始した日の属する月から起算して12か月を超えた期間に利用した場合の減算(一定の算定要件を満たさない場合に減算)	要支援 1	-120円/月	-240円/月	-360円/月	
	要支援 2	-240円/月	-480円/月	-720円/月	
退院時共同指導加算負担金		600円	1,200円	1,800円	
科学的介護推進体制加算負担金		40円/月	80円/月	120円/月	
サービス提供体制強化加算(I)負担金	要支援1	88円/月	176円/月	264円/月	
	要支援2	176円/月	352円/月	528円/月	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)~(Ⅳ)負担金	介護職員への資質の向上・職場環境・処遇の改善等への取組みに係る負担金 ※表1				
介護職員処遇改善加算(V)(1)~(14)負担金	介護職員への資質の向上・職場環境・処遇の改善等への取組みに係る負担金 R7.3.31までの経過措置 ※表1				
介護職員等特定処遇改善加算負担金【~Ⅱ	介護職員等への資質の向上・職場環境・処遇の改善等への取組みに係る負担金 R6.5.31まで ※表1				
介護職員等ベースアップ等支援加算負担金 介護職員等への資質の向上・職場環境・処遇の改善等への取組みに係る負担金 R6.5.31まで ※表1					
利用料金※2					
食費	食事負担金		650円		
おやつ代	希望により食事以外に提供する飲食物		150円		
教養娯楽費	※注1		100円		
日用品費	※注1		100円		
材料費	機能訓練にて個人的に必要な材料費		実費		
おむつ代	施設備え付けのおむつを使用した場合		実費		
施設利用料等領収証明書	1通につき		330円		

## 表1

処遇改善加算名	加算算定率		
処遇改善加算名	加算算類	算定率	
処遇改善加算(Ⅰ)	4.7%	R6.5.31まで	
	8.6%		
処遇改善加算(Ⅱ)	3.4%	R6.5.31まで	
	8.3%		
処遇改善加算(Ⅲ)	1.9%	R6.5.31まで	
	6.6%		
処遇改善加算(IV)	5.3%		
介護職員等処遇改善加算(V)(1)	7.6%	R7.3.31までの経過措置	
介護職員等処遇改善加算(V)(2)	7.3%		
介護職員等処遇改善加算(V)(3)	7.3%		
介護職員等処遇改善加算(V)(4)	7.0%		
介護職員等処遇改善加算(V)(5)	6.3%		
介護職員等処遇改善加算(V)(6)	6.0%		
介護職員等処遇改善加算(V)(7)	5.8%		
介護職員等処遇改善加算(V)(8)	5.6%		
介護職員等処遇改善加算(V)(9)	5.5%		
介護職員等処遇改善加算(V)(10)	4.8%		
介護職員等処遇改善加算(V)(11)	4.3%		
介護職員等処遇改善加算(V)(12)	4.5%		
介護職員等処遇改善加算(V)(13)	3.8%		
介護職員等処遇改善加算(V)(14)	2.8%		
特定処遇改善加算 [	2.0%	R6,5,31まで	
特定処遇改善加算Ⅱ	1.7%		
ベースアップ等支援加算	1.0%		

※処遇改善加算額・特定処遇改善加算額・ベースアップ等支援加算額は、法定一部負担金合計額を基に算出します。

- 注1 市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯などは保険者の認定により軽減措置があります
- 注2 教養娯楽費/レクリエーション(祭等含む)費用、行事費用、調理実習費用、喫茶費用等 日用品費/入れ歯洗浄剤、シャンプー、リンス費用等
- ※ 上記金額は一部を除き日額表示です。利用形態により加算算定が変動します。